

高知大学 I o P 共創センター規則

令和3年9月21日
規則第31号

最終改正 令和5年4月12日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第27条第2項の規定に基づき高知大学に設置する高知大学 I o P 共創センター（以下「センター」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、高知大学における I o P (Internet of Plants) をはじめとする農業分野の Society 5.0 に関わる教育、研究、地域貢献を推進するとともに、地域の拠点として国内外での活動を通じて持続可能な社会の構築と人材育成に貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 センターに、運営戦略室、研究開発部門及び戦略企画部門を置く。

2 運営戦略室に関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するため、高知大学（サテライトオフィス及びサテライトラボを含む。）において、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 研究開発部門

- ア I o P に関する先端的研究に関すること。
- イ I o P に関する実証研究に関すること。
- ウ I o P の普及のための研究に関すること。
- エ I o P に係る教育研究成果の社会実装による社会経済的評価に関すること。
- オ 「作物生産システム・省力化」、「高付加価値化」及び「流通システム・統合管理」に係る分野横断型研究に関すること。
- カ その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(2) 戦略企画部門

- ア I o P に関わる研究支援に関すること。
- イ I o P に関わる産学官連携に関すること。

ウ I o Pに関わる地域連携及び国際連携に関すること。

エ I o Pに関わる外部資金獲得に関すること。

オ I o Pに関わる広報に関すること。

カ 営農・就農プログラム、研修プログラムの企画実施その他のI o Pに関わる人材育成に関すること。

キ その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任担当教員
- (4) 兼務教員
- (5) その他必要な職員

2 センターに、高知大学客員教授等選考規則に基づき、客員教授、客員准教授、客員講師又は客員助教を置くことができる。

3 センターの教員人事については、センター長は、欠員補充の可否を学長に協議した上で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、学長が指名する。
- 3 センター長の任期は、当分の間、学長が定める。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

- 2 副センター長は、センター長が指名する。

(部門長)

第8条 センターの各部門に、部門長を置く。

- 2 部門長は、センター長の命を受け、当該部門の業務を掌理する。
- 3 部門長は、部門所属の教員からセンター長が指名する。

(専任担当教員及び兼務教員)

第9条 専任担当教員及び兼務教員は、部門長の職務を助け、センターの業務を処理する。

(グループ)

第10条 センターの各部門に、グループを置くことができる。

2 グループに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、関係各課の協力を得て、研究国際部 I o P イノベーション推進課で処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月12日規則第7号)

この規則は、令和5年4月12日から施行する。